

規則遵守に関する報告書
COMPLIANCE REPORT

1. 本文書は、決定 17.69 に従い、事務局により制作されたものである。常設委員会の考えをより明確にするため、3部に分かれている：
 - 第1部 条約第 XIII 条第 1 項に関する情報について；
 - 第2部 **Compliance Assistance Programme (CAP : (仮)条約遵守支援プログラム)** の立ち上げの見込みに関して；
 - 第3部 附属書掲載種の合法的な入手法を評価するための指針に関して

要請

2. 条約第 XIII 条は以下のように定める：
 1. 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書 I 又は附属書 II に掲げる種がその標本の取引によって望ましくない影響を受けていると認める場合又はこの条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。
 2. 締約国は、本条第 1 項の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、是正措置を提案する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によって明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。
 3. 締約国会議は、締約国の提供した情報又は本条第 2 項の調査の結果得られた情報につき、次回の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。

決定 17.69 には以下のように書かれている：

17.69 事務局への指示

事務局は、常設委員会及び第 18 回締約国会議に向けて、第 XIII 条の履行と遵守手順に関する決議 14.3 の報告を行わなければならない。

背景

3. 第 17 回締約国会議 (CoP17、2016 年ヨハネスブルグにて開催) において採択された、条約遵守に関する決定 17.65 から 17.68 の内容は以下である：

17.65 締約国への指示

締約国は、第 III 条第 2 項 (b)、第 IV 条第 2 項 (b)、および第 V 条第 2 項 (a) に従い、条約の順守状況の監視及び対象種の合法的な入手の立証のために、その方法論や実用的手段、法律的な情報、法医学的見解等の他、あらゆる情報を事務局に提供することが奨励される。

17.66 常設委員会への指示

事務局の支援を受け；

- a) 資金調達も含め、条約の順守が困難な国を支援するために CAP を立ち上げるべきかを検討すること；
- b) 附属書掲載種の輸入に関して、合法的な入手の立証のための指導の改良を検討すること；
- c) 附属書掲載種の飼育繁殖用の創設個体の輸入に関して、合法的な入手の立証のための指導を提供すること；
- d) 第 18 回締約国会議で適切な勧告を行うこと。

17.67 事務局への指示

事務局は外部資金の獲得状況に合わせて、他の関連施設や協力団体、潜在的な寄付者らと提携し；

- a) 附属書掲載種の輸入に関する合法的な入手の立証のため、管理当局が必要とする基本原則や方法論、実用的手段、情報、法医学的見解、遵守のリスクアセスメント、その他合法的な資源についての国際ワークショップを組織すること；
- b) 附属書掲載種の輸入に関する合法的な入手の立証のため、更なる指導の提案を常設委員会が検討するために、準備および提言を行うこと。

17.68 事務局への要望

決定 17.66 の履行にあたり、事務局は常設委員会がその見解をまとめ、勧告を行う準備の支援を行うべきである。

4. 決定 17.65 から決定 17.69 は、CITES 遵守問題に関する CoP17 Doc. 23 (第 17 回締約国会議 提案 23) の文書の議論ののち、CoP17 で採択された。

第一部 – 第 XIII 条第 1 項に関する通告

5. 第 XIII 条第 1 項、並びに常設委員会からの以前の指示に従い、事務局はコンゴ民主共和国、ギニア、ラオス人民民主共和国各国の管理当局に通告を行っている。これらの 3 カ国における条約の効果的な履行状況に関する進展は、別紙に報告する。
6. 決議 14.3 の付録には、CITES の関連組織の遵守問題を取り扱う際に助けとなる遵守手順の手引きが記載されている。手引きの目的は、「締約国およびその他の組織に CITES の手続きを周知させ、条約における義務の遵守を促進し、達成すること及び、特に締約国が遵守に関する責任を果たす際に支援すること」である。手引きは、「一貫性を促進するための既存の手続き及び効果的な遵守問題の取り扱い」について述べている。長期的な遵守を保証するために「支援的で友好的であること」が遵守問題への対応である。
7. 手引きは、例を用いて 4 つの段階を説明している。
 - a) 潜在的な遵守問題の特定；
 - b) 遵守問題についての考察；
 - c) 解決方法；
 - d) 長期観測と解決方法の実施や報告。
8. 事務局は、潜在的な遵守問題がある数か国に常設委員会の懸念を伝えている。具体的には、北太平洋でのイワシクジラ (学名： *Balaenoptera borealis*) の海からの持ち込みの件で日本の管理当局に、アフリカローズウッド (学名： *Pterocarpus erinaceus*) の取引の件でナイジェリアと中国に対してである。また、コソボとの貿易に関する CITES 文書発行の件で、セルビア、スロベニア、南アフリカとも接触している。

日本－イワシクジラ北太平洋個体群の海からの持ち込み

9. 第 67 回常設委員会 (SC67、2016 年 9 月にヨハネスブルグで開催) の概要でも示されているように、捕鯨問題についての日本とのやり取りに留意して、第 XIII 条の事前協議の様子を、常に事務局に報告するよう常設委員会に通告した。
10. 2016 年 9 月 12 日、事務局は第 III 条の履行状況、とりわけ北太平洋のイワシクジラ 90 頭の海からの持ち込みの件で 5 項 (a) と 5 項 (c) で求められる内容に関する情報を要求した。また、このやり取りは SC67 の議題項目第 12 号 (第 XIII 条の準用) に基づき、口頭で行なわれることも言及した。
11. 2016 年 9 月 22 日付けの日本政府からの e メールでの返答によると、日本は International Convention for the Regulation of Whaling (ICRW : 国際捕鯨取締条約、以下 ICRW とする) の第 VIII 条第 1 項が定める「研究目的」であるとして、Japanese Whale Research Programme under Special Permit in the Western North Pacific (JARPN II : 第 2 期南極海鯨類捕獲調査計画、以下 JARPN II とする) を行ったということだ。2016 年に 90 頭のイワシクジラを捕獲したことも認めている。
12. 日本政府は、イワシクジラの海からの持ち込みに関して、鯨類の管理を担当している水産庁は JARPN II を実施している財団法人日本鯨類研究所に許可証を出している、とも述べている。
13. イワシクジラの北太平洋個体群の海からの持ち込みの許可証の発行に必須の科学的な「無害証明 (NDF)」に関しては、日本は調査区域にいるイワシクジラを 68,000 頭と推定し、2016 年の調査ではそのうちの 90 頭を捕獲したと報告している。68,000 頭という推定個体数は 2003 年に (2003 年以降、頭数データは更新されていない) Scientific Committee of the International Whaling Commission (IWC : 国際捕鯨委員会、以下 IWC とする) に報告したものである。決議 16.7 (Cop17 改訂版) に則り、日本の科学当局である水産庁が作成した NDF ガイドラインによると、この捕獲量が調査区域のイワシクジラ群に及ぼす影響はごく僅かであるとされる (推定総個体数の 0.7%以下)。したがって、日本の科学当局は、この捕獲が CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、通称「ワシントン条約」。以下 CITES とする) 第 III 条 5 項(a) の定める「種の存続への脅威」には当たらないとしている。
14. さらに日本政府は、生きたイワシクジラの標本を国内に持ち込まないため、CITES 第 III 条第 5 項(b) も適応外だとしている。また、科学調査を目的とする JARPN II は ICRW 第 VIII 条第 1 項に従い、国により管理されているとも述べた。つまり、日本の管理当局の立場から見ると JARPN II によるイワシクジラの捕獲は科学調査が目的であり、「主には商業目的ではない」ということである[CITES 第 III 条 5 項 (c)]。

15. 最終的に日本は、「特別許可書に基づいて捕獲したクジラは実行可能な限り加工し、また取得金は許可を与えた政府の発給した指令所に従って処分しなければならない」とする ICRW 第 VIII 条第 2 項について指摘した。日本はこの条項を適切な形で実施してきた。さらに、日本はすでに説明したように、JARPN II は同条約の第 VIII 条第 1 項に準ずる調査捕鯨であり、これを商業捕鯨とする申し立てにはあたらないと繰り返した。
16. 2017 年 9 月 22 日付けで事務局は、2017 年の北太平洋でのイワシクジラ 134 頭の捕獲におりた特別許可の件で、日本に正式文書を送った。
17. 条約の第 XIII 条の規定に従って、事務局は、上の段落に示された情報もまた今回の捕鯨に当てはまるかどうかを報告するようにと、日本の管理局に要請した。さらに、管理当局が海からの持ち込みを認可する許可証の例や、そのような文書の発行件数、許可した量、そして 2016 年から 2017 年に発行された許可証に用いた単位と由来を示すコードを提出するよう求めた。
18. この点では、許可と許可証に関する規定、CITES 第 VI 条や決議 12.3 (CoP17 改訂版) について、特に CITES の許可と許可証の規格化に関する段落について、日本の管理当局に注意喚起を行った。
19. また事務局は日本の管理当局に、捕獲されたクジラの加工品や派生物の使用目的や、その利用によって発生する収益に関するより詳細な情報の提供も要請した。第 III 条 5 項 (c) が求める要件は、決議 5.10 (CoP15 改訂版) の定める「主として商業目的」の定義と併せて読み取るべきであることを考慮し、事務局は、科学的調査の特定の目的、生検サンプリングのためにクジラを殺す必要があるのかの根拠も含めた捕鯨の方法、使用する船舶や調査海域の説明等の情報について、さらに知ろうとしている。
20. 日本政府は、この予備協議から 1 か月以内 (2017 年 10 月 22 日まで) に返答するよう求められている。

原文 : <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/69/E-SC69-29-01-R2.pdf>

和訳協力 : 松岡 淳子

校正 : JWCS

注 : こちらの文書は、2017 年 10 月 5 日版の文書の 4 ページ目項目 20 までを訳したものです。文書がその後改定され、一部が変わっている場合もあります。